

下記の財産について、一般競争入札による売払いを行うので、静岡県企業局会計規程（昭和42年静岡県事業部管理規程第9号）第186条の2の規定に基づき公告する。

令和4年1月11日

静岡県公営企業管理者
企業局長 松下 育蔵

1 入札により売払う財産の表示

入札番号	入札対象財産	区分	数量	予定価格(円)
91	遠州広域水道用水供給事業 豊岡支線 一雲斎川第4水管橋 (磐田市下野部地内)	構築物	二級河川一雲斎川を横断する水管橋及び河川区域内の布設管 L=27.62m	10,217,137
	遠州広域水道用水供給事業 豊岡支線 天竜浜名湖鉄道線路 横断推進管路 (磐田市下野部地内)		天竜浜名湖鉄道線路を横断する市道の推進管路 L=11m	
	遠州広域水道用水供給事業 豊岡支線 第2工区管路 (磐田市下野部地内)		管路 L=29m	

予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効とする。

2 入札参加資格者

次のいずれかに該当しない者とする。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する静岡県企業局の職員
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 次のアからキのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 当該物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

(5) 入札により売払う財産を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の活動の用に供しようとする者

(6) 入札参加申込書を指定した期日までに提出しなかった者

3 一般競争入札による県有財産（企業局所管）の売払い応募要領の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

令和4年1月11日（火）から令和4年1月24日（月）までの午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 配付場所

ア 静岡県企業局経営課

静岡市葵区追手町9番6号（電話番号：054-221-2329）

イ 静岡県企業局西部事務所総務課

磐田市寺谷2258番地（電話番号：0538-38-1271）

ウ インターネットによる場合

静岡県企業局のホームページ（<http://www.pref.shizuoka.jp/kigyou/040207baikyaku.html>）からダウンロードできます。

4 入札参加申込書の受付期間、受付場所等

(1) 受付期間

令和4年1月11日（火）から令和4年1月24日（月）までの午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

静岡県企業局西部事務所総務課

〒438-0006 磐田市寺谷2258番地（電話番号：0538-38-1271）

(3) その他

入札参加申込書は、持参又は郵送により提出すること（電送による受付は行わない）。なお、郵送による申込みの場合は、書留郵便にて上記受付期間内に上記受付場所に到着すること。

5 入札手続等

(1) 入札執行の日時及び場所

入札番号	入札の日時	入札執行場所
91	令和4年2月7日（月）午前10時	磐田市寺谷2258番地 静岡県企業局西部事務所 2階会議室 当日の受付場所・時間 場所：入札会場と同じ 時間：午前9時30分から午前9時50分

(2) 入札方法

本人又は代理人が出頭して、封書にて提出すること。

(3) 入札保証金

ア 納付方法

入札参加者は、入札執行前に下記金額を入札保証金として静岡県企業局が発行する納入通知書により、金融機関で納付しなければならない。

イ 入札保証金額

入札番号	金額（円）
91	300,000

(4) 入札の無効

静岡県企業局会計規程第196条及び一般競争入札による県有財産（企業局所管）の売払い応募要領に記載された入札無効事由に該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定価格以上、かつ、総額の最高の金額で入札を行った者を落札者とする。
ただし、総額の最高金額の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。

(6) 契約方法

落札者は、静岡県企業局の定めた売買契約書により、静岡県企業局の定めた日までに、契約を締結しなければならない。

(7) 契約保証金

落札者は、売買契約締結時までに、落札金額の100分の10以上の金額を納めなければならない。

6 用途の制限

落札者は、買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の活動及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の活動の用に供してはならない。

7 その他

(1) 入札参加者は、本公告のほか、一般競争入札による県有財産（企業局所管）の売払い応募要領を熟知のうえ、入札に参加しなければならない。

- (2) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 照会窓口は、静岡県企業局西部事務所総務課（電話番号0538-38-1271）とする。